

いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

Ⅰ いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○ 個性や可能性を伸長する授業の充実

児童生徒の能力・適性や興味・関心、進路希望等に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて、個性や可能性の伸長を図る。

○ 人間関係の基盤となる力の育成

「『命の大切さ』」を実感させる教育プログラム」等を活用し、人の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性、社会性の育成を図る。また、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動により、豊かな情操やコミュニケーション能力を培う。さらに、就学前の段階から、思いやりの気持ちを芽生えさせながら、相手の気持ちを大切にし、行動する力を育む。

○ 道徳教育の充実

「兵庫版道徳教育副読本」等を活用した授業など道徳教育を充実させ、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

○ 人権教育の充実

「いじめを許さない人権教育教材」等を活用し、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

○ 体験活動の推進

他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で環境体験事業及び自然学校推進事業を体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。また、地域住民や保護者等、多くの大人に支えられる体験を通して、児童生徒の自信や意欲、感謝する心など豊かな心を育成する。

○ 保護者や地域の方への働きかけ

親子人権学習をはじめとする学習参観やPTA人権研修会の開催、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

II いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○ 日々の観察

- ・ 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・ いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・ いじめについての定期的なアンケートを行い、傾向を把握するとともにいじめの早期発見に努める。

○観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等との連絡を密にし、継続的に児童の様子を観察するとともに、専門的かつ多角的な支援を行う。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて定期的に実施する。5月、7月、10月、12月、2月に実施を基本とする。
- ・記名、無記名、持ち帰り等、学校や子どもたちの実情に応じて配慮する。

III いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、担任任せにせず、生活指導担当や学年団と連携して対応する。
- ・問題の発生から指導経過、結末まで、丹念に聞き取り、記録に残して共通理解を図る。
- ・幼稚園や保育園、小学校間や中学校と連携して、配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。特に、中学校区内の各小学校からの生徒指導の内容を各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○今後の対応

- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。
- ・情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう、さらなる研修の充実を図る。